

電気通信事業分野における競争ルール等の 包括的検証の検討体制(案)について

2018年9月19日
総務省
総合通信基盤局

「包括的検証」に関する検討体制について(案)

■ 情報通信審議会に特別委員会を設置して検討するとともに、各研究会の検討結果を特別委員会に集約。

【情報通信審議会】

電気通信事業政策部会

特別委員会

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証

※ H27改正の3年後見直しを含む

ネットワークビジョン

• 2030年頃を見据えたネットワーク・ポロジを踏まえた競争ルール等の在り方

基盤整備

• ネットワーク・ビジョンを踏まえたユニバーサルサービス制度等の在り方 等

【ICTサービス安心・安全研究会】

消費者保護ルールに関するWG

• 電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえた消費者保護の在り方 等

【新設研究会】

ネットワーク中立性の在り方に関する研究会

• ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や、透明性確保の在り方 等

プラットフォームサービスに関する研究会

• プラットフォーム事業者による利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方 等

モバイル市場の競争環境に関する研究会

• MVNOの一層の促進等、競争促進を通じたサービス多様化、料金低廉化の方策 等

※研究会、WGの名称は仮称

連携

「ネットワーク中立性の在り方に関する研究会」開催要綱（案）

1 目的

コンテンツの大容量化や IoT 機器の普及などによるインターネットトラフィックの急増・多様化や、通信に関わるさまざまなビジネスモデルの登場等により、近年、ネットワークを巡る環境が大きく変化してきていることを踏まえ、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や透明性確保の在り方等を検討するため、「ネットワーク中立性の在り方に関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「ネットワーク中立性の在り方に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 電気通信事業者、コンテンツプロバイダ、オンライン・プラットフォーム、利用者など、関係者間におけるネットワーク利用及びコスト負担の公平性の在り方
- (2) 新たなビジネスモデルに適用されるルールの明確化
- (3) 利用者に対する情報提供（透明性確保）の在り方
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本研究会の構成員として追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課及び料金サービス課がこれを行うものとする。

(別紙)

「ネットワーク中立性の在り方に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

| | | |
|--------|-------|--|
| | 江崎 浩 | 東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授 |
| (座長代理) | 大橋 弘 | 東京大学大学院 公共政策大学院・経済学研究科 教授 |
| | 柿沼 由佳 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会 研究員 |
| | 宍戸 常寿 | 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 |
| | 実積 寿也 | 中央大学 総合政策学部 教授 |
| | 庄司 昌彦 | 国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 准教授 一般社団法人インターネットユーザー協会 理事 |
| | 田中 絵麻 | 一般財団法人マルチメディア振興センター 主席研究員 |
| | 寺田 麻佑 | 国際基督教大学 教養学部 准教授 |
| | 林 秀弥 | 名古屋大学大学院 法学研究科 教授 |
| (座長) | 森川 博之 | 東京大学大学院 工学系研究科 教授 |

「プラットフォームサービスに関する研究会」開催要綱（案）

1 目的

本研究会は、プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していることを踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について検討することを目的とする。

2 名称

本研究会は、「プラットフォームサービスに関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 電気通信事業者と国内外のプラットフォーム事業者における、利用者情報（通信の秘密やプライバシー情報等）の取扱状況及びそれらに対するルール等の差異に関する事項
- (2) 国内外におけるプラットフォームを活用した円滑なデータ流通を促す観点から、国内トラストサービスの在り方及び海外諸国との相互運用を確保する方策等に関する事項
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は本研究会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があるときは、必要と認める者を本研究会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課及びデータ通信課並びにサイバーセキュリティ統括官室がこれを行うものとする。

「プラットフォームサービスに関する研究会」構成員等

(敬称略・五十音順)

【構成員】

| | |
|--------|-----------------------|
| 生貝 直人 | 東洋大学 経済学部 総合政策学科 准教授 |
| 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長 |
| 木村 たま代 | 主婦連合会 消費者相談室長 |
| 宍戸 常寿 | 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 |
| 新保 史生 | 慶応義塾大学 総合政策学部 教授 |
| 松村 敏弘 | 東京大学 社会科学研究所 教授 |
| 森 亮二 | 英知法律事務所 弁護士 |
| 山口 いつ子 | 東京大学大学院 情報学環 教授 |

※ 座長、座長代理、その他の構成員、オブザーバー等については調整中

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」開催要綱（案）

1 目的

情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 事業者間の競争条件について
- (2) 利用者料金その他の提供条件について
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを設置することができる。
- (6) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (7) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課がこれを行うものとする。

(別紙)

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」構成員等

(敬称略、五十音順)

| | | |
|--------|--------|---------------------------|
| (座長代理) | 相田 仁 | 東京大学大学院 工学系研究科 教授 |
| | 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長 |
| | 大橋 弘 | 東京大学 公共政策大学院・大学院経済学研究科 教授 |
| | 北 俊一 | 株式会社野村総合研究所 パートナー |
| | 佐藤 治正 | 甲南大学 マネジメント創造学部 教授 |
| | 関口 博正 | 神奈川大学 経営学部 教授 |
| | 長田 三紀 | 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長 |
| (座長) | 新美 育文 | 明治大学 法学部 教授 |
| | 西村 暢史 | 中央大学 法学部 教授 |
| | 西村 真由美 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会代表 |

(オブザーバ) 公正取引委員会

消費者庁

ICTサービス安心・安全研究会
「消費者保護ルールに関するWG」開催要綱（案）

1 目的

本会合は、平成 27 年の電気通信事業法改正により充実・強化された現行の消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会合は、「消費者保護ルールに関するWG」と称する。

3 検討事項

- (1) 消費者保護ルールの施行状況及び効果の検証
- (2) 電気通信サービスに係る消費者トラブルの現状等を踏まえた対策
- (3) 今後の消費者保護ルールの在り方
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会合の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 本会合には、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は本会合を招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本会合を招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を本会合の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) その他、本会合の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の公開等

- (1) 本会合の議事は、原則として公開する。
- (2) 本会合の会議については、議事概要を作成し、原則として公開する。
- (3) 公開することにより、又はオブザーバーの出席により、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合は、議事及び議事概要を非公開とし、又はオブザーバーの出席を制限することができる。

6 その他

本会合の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課がこれを行うものとする。

ICTサービス安心・安全研究会
「消費者保護ルールに関するWG」構成員等

(敬称略)

【構成員】

| | | |
|--------|--------|----------------------|
| (主査) | 新美 育文 | 明治大学 法学部 教授 |
| (主査代理) | 平野 晋 | 中央大学 総合政策学部 教授 |
| | 石田 幸枝 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事 |
| | 市川 芳治 | 慶應義塾大学 法科大学院 非常勤講師 |
| | 北 俊一 | 株式会社野村総合研究所 パートナー |
| | 木村 たま代 | 主婦連合会 消費者相談室長 |
| | 黒坂 達也 | 慶應義塾大学大学院 特任准教授 |
| | 近藤 則子 | 老テク研究会 事務局長 |
| | 長田 三紀 | 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長 |
| | 西村 暢史 | 中央大学 法学部 教授 |
| | 森 亮二 | 英知法律事務所 弁護士 |
| | 横田 明美 | 千葉大学大学院 社会科学研究院 准教授 |

※オブザーバー等については調整中